

◎新潟県告示第867号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年7月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人 齋藤記念病院 齋藤脳神経外科	南魚沼市川窪1158番地	平成29年4月1日
循環器科・内科・外科 石澤医院	見附市新町3丁目3-50	平成29年3月31日
小川薬局	燕市地藏堂本町二丁目6-23	平成29年4月9日
しんざわ矯正歯科クリニック	長岡市古正寺三丁目289番地	平成29年4月30日
医療法人社団 江陽医院	長岡市江陽1丁目3番25号	平成29年4月30日
うえはら眼科医院	柏崎市駅前1-2-22-101	平成28年9月30日
あさひ薬局やまと店	上越市大和2丁目8番9号	平成29年5月2日
高須メンタルクリニック	長岡市大手通1丁目4番地3 ドルミ 一駅前ビル7階	平成29年4月30日
八木歯科医院	上越市吉川区原之町2037-3	平成29年3月31日